

結城市男女共同参画行政推進会議設置要項

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、結城市男女共同参画行政推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画行政施策に関する総合調整及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市民生活部長を、副会長は人権推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者とし、任期は、当該年度の末日までとする。
- 4 市民生活部長の推薦により委員になった者は、再任することができる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(男女共同参画行政ワーキング会議)

第6条 推進会議は、必要な調査及び研究を行うため、男女共同参画行政ワーキング会議を設置することができる。

- 2 男女共同参画行政ワーキング会議の運営について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、市民生活部人権推進課に置く。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要項は、平成12年9月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 6 年 4 月 1 日一部改正）

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区分	委員
総務部	総務課長
企画財務部	企画政策課長
市民生活部	市民課長
保健福祉部	社会福祉課長
経済環境部	農政課長
都市建設部	都市計画課長
教育委員会	学校教育課長
市民生活部長が 推薦する者	職員 3 人以内